



あたごふれあい人権文化センターだより
2023年5月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

『日本国憲法』から考えてみましょう

5月3日は憲法記念日(1947年5月3日制定)です。憲法とは、簡単に言うと、「国の基本となるきまり」「国の統治のあり方を定める基本的なルール」です。憲法は『最高法規』と呼ばれ、その国の基礎となるもので、法律よりも強い効力を持ちます。いかなる法律も、基本は憲法違反ではないということが前提になるとされています。

また、**憲法は国家の権力を制限し、個人の権利を保障するもの(立憲主義憲法)**です。憲法には国家が権力を振り回し、国民の自由を侵さないよう歯止めをかける機能があります。公権力が国民の自由を最大限尊重せねばならず、公権力が国民の思想・良心の自由を侵害してはならず、公権力が国民の職業選択の自由を尊重せねばならないのです。

3つの基本理念

1947年5月2日まで日本帝国憲法が57年間続いていましたが、第二次世界大戦で敗戦し、西側諸国の民主主義を取り入れた国づくりの道を歩むようになります。戦前・戦中の「大日本帝国憲法」は、国政全ての決定権が天皇にあり、国民の全てが天皇の支配下にありましたが、民主主義の道を歩み出すことになった日本は、3つの基本理念を盛り込んだ日本国憲法を制定し国民主権国家となりました。

<3つの原則>

1. 国民主義：国の政治は国民で行う権利があること
2. 平和主義：戦争はもうしないと決められた
3. 基本的人権の尊重：人間らしく生きる権利を国民はもつこと。



「基本的人権」の保障も実は平和主義とは無関係ではありません。日本が平和でなければ基本的人権は絵に描いた餅。戦争になれば、当然生命が脅かされますし、空襲で家は燃え財産権の保障(29条)がないがしろになります。強制的に兵隊として戦地に向かわされること(徴兵制)はあらゆる「自由」を侵害します。戦争は「基本的人権の保障」の全面否定であり、戦争が起こらない平和な世の中であってこそその「基本的人権の保障」なのです。

第3章 国民の権利及び義務 第13条「幸福追求権」

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440



あたごふれあい人権文化センター

前段の「個人の尊重」とは、個人の尊厳という意味で、人権の基本権です。憲法は、個人として尊重されるという権利は何ものにも代えることのできない最高の価値を有するとうたっています。また、基本的人権の条項は、理念として掲げられるもので、社会福祉関係法による施策によって具体的な実現を図ることになります。

憲法の意義

日本国憲法をはじめとする立憲主義憲法は、みんなで自由で公正な社会を築き、支えることをめざすもの。「自由で公正な社会」とは、多様な生き方を求める人々が、お互いの生き方や考え方を尊重しながら、共に協力して生きていくことができる社会をいいます。そこでは、社会全体の幸福の実現が目標とされ、一人ひとりの人間が、自分の権利を主張することができるとともに、他人の権利も尊重しなければなりません。また、「自由で公正な社会」は、誰かに任せておけば自然にできあがるものではなく、一人ひとりが社会の運営に参加し、常に努力し続けることで実現・維持できるものです。したがって、各人は、自由で公正な社会の担い手として、公共的なことがらに参加する責任感を身に付ける必要があるとされています。

課題

しかし現実には、今なお民族差別・外国にルーツを持つ人に対する差別・部落差別・障がいのある人への差別・男女差別・子どもや高齢者への差別・性的少数者に対する差別・病気の人に対する差別等があり、すべての人が憲法に保障されているはずの「人としての権利」を受けることができないでいます。そしてその根底には、様々な差別や偏見、法整備の不足といった社会的・構造的な問題があります。

さらに、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族といったコミュニティの弱体化が社会的なリスクの発生や連鎖となり、あらゆる関係性から切り離され社会とのつながりが極めて希薄になってしまうという「社会的排除」や「孤立」になりやすいといったこともあります。

より良い社会の実現に向けて

◎差別をなくすためにも、問題に関心を持ち、正しい認識をもつ

◎社会的・構造的な問題から考えると抜本的な解消のための公的規制が必要

◎社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の考え方や施策をすすめる

社会的排除（しゃかいてきはいじょ）の反対の概念で、貧困問題や障がい者対策など社会保障や福祉に関する政策の中で生まれてきた概念。社会的に弱い立場にある人々を含めた市民一人ひとりを排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。



「人権の尊重」とは、自身の人権を守ることのみでなく、他者の人権をいかに尊重できるかが問われています。他者を受け止め、理解し、「より良い社会の実現に向けて自分がどう行動するか」を考えてみるのが大切ではないでしょうか。



あたごふれあいサロン

【絵柄】

○日時：5月26日（金）13:30～

○内容：「シールちぎりあーと」づくり

※シールちぎりあーと、透けるカラーシールを手でちぎり、重ねて貼ることで濃淡ある水彩風の色彩を表現できます。はみ出してもOK、張り直しも可能なので失敗しらずです。

○参加費：700円程度

材料準備の都合上、5月12日（金）までに、あたごふれあい人権文化センターへお申し込みください。

